

第7期

第7期中間見直し

**第8章 健康危機管理体制**

**1 健康危機管理**

地域保健を取り巻く環境は大きく変化してきており、特に阪神・淡路大震災、SARS等の新興感染症、テロ、化学物質による災害、放射線事故や医療事故等など、様々な健康危機が発生し、求められる対応が多様化、高度化してきている。

このような中、地方公共団体は、専門技術職員の配置や職員の資質向上によって、多様化、高度化している健康危機の発生を未然に防ぎ、その拡大を早期に抑えることについて適切に対応しなければならない。

常に県民と滞在者の生命の安全と健康の確保に万全を期するため、健康危機に24時間365日迅速かつ幅広く対応できる体制を整備する。

**【現 状】**

県では、昭和37年から「兵庫県地域防災計画」を策定していたが、近年、新たな健康危機が発生したため、平成8年度に「兵庫県腸管出血性大腸菌0157等対策要領」を、平成10年度に「兵庫県毒物・劇物事故等対策実施要領」、「食中毒処理要領」及び「感染症対策マニュアル」を策定した。また、災害時の地域保健活動については、平成8年3月に「災害時保健活動ガイドライン」、平成11年3月に「災害復興期地域保健福祉活動ガイドライン」を策定した。

さらに、平成14年4月には、健康危機に24時間365日迅速かつ幅広く対応できる体制を整備し、常に県民と滞在者の生命の安全と健康の確保に万全を期することを目的として健康危機管理の基本指針を定めた。あわせて、この基本指針に基づき、健康危機管理基本要領、健康危機管理マニュアル、分野別マニュアルを策定するとともに、集団食中毒、感染症、環境汚染等の健康危機に迅速に対応できるよう、県民、関係機関からの情報を24時間受け付ける仕組みとして、健康危機ホットラインを整備した。

平成28年度健康危機管理ホットライン受理件数 (単位：件)

区分	感染症	食中毒	狂犬病 咬傷犬	毒物・劇物	水道・ 河川汚染	犬・ねこ	精神障害	その他	合計
H28	42	25	6	0	0	5	3	89	170

**【課 題】** (省略)

**【推進方策】** (省略)

<「兵庫県健康福祉部健康危機管理基本指針」の概要> (省略)

**第8章 健康危機管理体制**

**1 健康危機管理**

(同左)

**【現 状】**

(同左)

令和元年度健康危機管理ホットライン受理件数 (単位：件)

区分	感染症	食中毒	狂犬病 咬傷犬	毒物・劇物	水道・ 河川汚染	犬・ねこ	精神障害	その他	合計
R1	469	15	1	0	1	11	26	55	578

**【課 題】** (省略)

**【推進方策】** (省略)

<「兵庫県健康福祉部健康危機管理基本指針」の概要> (省略)

## 2 災害時の保健対策

災害時の保健活動は、災害時の総合的な対策を定めた「災害対策基本法」及び被災者に対する具体的、応急的な対策を内容とする「災害救助法」の法規に基づいて実施され、県においては、「地域防災計画」及び「災害時の関西広域連合応援・受援マニュアル」に基づき保健対策を実施することとしている。

また、東日本大震災における保健活動を踏まえて改訂した「災害時の保健師活動マニュアル」や「ひょうごの保健師業務ガイドライン」等に基づき、新たな災害に対応できるよう保健活動体制を整備する。

### 【現 状】

(1)～(5) 省略

### 【課 題】

(1)～(4) 省略

### 【推進方策】

(1) 省略

(2)～(7) 省略

## 2 災害時の保健対策

災害時の保健活動は、災害時の総合的な対策を定めた「災害対策基本法」及び被災者に対する具体的、応急的な対策を内容とする「災害救助法」の法規に基づいて実施され、県においては、「地域防災計画」及び「災害時の関西広域連合応援・受援マニュアル」に基づき保健対策を実施することとしている。

また、東日本大震災における保健活動を踏まえて改訂した「災害時の保健師活動マニュアル」や「ひょうごの保健師業務ガイドライン」、「災害時における行政栄養士活動ガイドライン」等に基づき、新たな災害に対応できるよう保健活動体制を整備する。

### 【現 状】

(1)～(5) 省略

### 【課 題】

(1)～(4) 省略

### 【推進方策】

(1) 省略

(2) 関係団体との災害時における医療救援活動に関する協定等に基づき活動に必要な体制の整備を行う（県、市町、関係団体）

(3)～(8) 省略